

千葉市特定非営利活動促進法認証・認定等に係る審査基準及び標準処理期間

I 総則

1 目的

この基準は、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）における以下の認証等の手続に関し、行政手続法第5条及び第6条に規定する審査基準及び標準処理期間を定めることを目的とします。

法第12条第1項 設立の認証

法第25条第3項 定款変更の認証

法第31条第2項 解散の認定

法第32条第2項 残余財産の譲渡の認証

法第34条第3項 合併の認証

法第45条第1項 認定

法第58条第2項 特例認定

2 基本的考え方

審査基準及び標準処理期間の策定にあたっては、法制定の趣旨及び本市における特定非営利活動法人の実態を十分に考慮して、具体的な基準を検討、整理しました。

II 認証・認定の基準

1 設立の認証（法第12条第1項）に係る審査基準

法第12条第1項は、特定非営利活動法人の設立の認証の要件を第1号から第4号まで定めており、その法規定文は以下のとおりです。また、その内容をここでは、それぞれ法令適合性要件、定義規定適合性要件、暴力団体非該当性要件、社員数要件と表示することとします。

第1号（法令適合性）

「一 設立の手續並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。」

第2号（定義規定適合性）

「二 当該申請に係る特定非営利活動法人が第2条第2項に規定する団体に該当するものであること。」

第3号（暴力団体非該当性）

「三 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。

イ 暴力団

ロ 暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体」

第4号（社員数要件）

「四 当該申請に係る特定非営利活動法人が10人以上の社員を有するものであること。」

以下に、上記各号の順に沿って審査基準を示します。なお、審査基準は、原則として条文ごとに表示し、各条の柱書きは特に記号を付けずに表記し、条文の特定箇所の場合には、鍵括弧をもって当該規定文を示すこととします。

(1) 法令適合性要件（第1号）

ここでいう「法令」は、原則として全ての法律、政省令、条例、規則等を含むものですが、全ての法令について審査基準を示すことは不可能であり、また各法令には原則として当該法令を所管する機関が存在しますので、最終的な法令適合性の判断は、当該機関に委ねることとなります。このため、ここでは、法第12条第1項第2号から第4号以外の法で定める要件について、審査基準を示します。

第5条 その他事業

第1項「特定非営利活動に係る事業に支障がない限り」

- ・その他の事業が、特定非営利活動に係る事業に必要な財産、資金、要員、施設等を著しく圧迫し、特定非営利活動の実施に困難を来すと判断されないこと。
- ・特定非営利活動の目的と明らかに相反する事業を実施しないこと。

第1項「利益を生じたときは、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない」

- ・その他の事業の利益は、特定非営利活動に係る事業に繰り入れること。ただし、その他の事業の実施、運営に必要ななどの合理的な理由がある場合は、必ずしも毎年度繰り入れなくともよい。

第2項

- ・特定非営利活動に係る事業とその他の事業は、会計上区分して経理されていること。

第10条

- ・設立認証申請書に、設立代表者である申請者の住所、氏名、電話番号が記載され、申請者の印が押印されていること。この場合、設立代表者は、原則として設立総会で選任された者であること。
- ・法第10条第1項各号に定める添付書類が全て提出されていること。
- ・役員名簿、役員の誓約書及び就任承諾書、定款、設立についての意思の決定を証する議事録、設立代表者が新たな法人の役員である場合は設立認証申請書など、設立認証申請に係る書類に記載された役員となる者の氏名及び住所が、各役員の住所又は居所を証する書面の記載事項と合致していること。
- ・設立についての意思の決定を証する議事録に、認証に必要な意思決定をした事実が記載されていること。
- ・事業計画書及び活動予算書に具体的な事業計画及び活動予算が記載されていること。
- ・その他認証のための要件適合性を、合理的に判断するに足る記載となっていること。

第11条 定款

- ・定款に法第11条第1項各号に定める記載事項が全て記載されていること。
- ・定款規定の内容が、法や他法令の規定に反していないこと。
- ・定款規定の内容が、相互に矛盾なく、合理的に解釈が可能であること。

第15条 役員の定数

- ・役員定数が、理事3人以上、監事1人以上となっていること。

第20条 役員の欠格事由

- ・法第20条各号に掲げる役員の欠格事由に該当しないこと。

第21条 役員の親族等の排除

- ・法第21条の親族等の排除の規定に反していないこと。

この他、違法性がないことを判断するために、以下の基準を満たすことが必要です。

- ・記載内容の表現が、常識をもって推し量ってもなお意味内容が不明確であり、認証又は不認証を判断するに足る合理性、論理性を有していない、などの状況にないこと。
- ・提出書類内において、明らかに矛盾する記述がなされていないこと。

(2) 定義規定適合性要件（第2号）

法第2条は、特定非営利活動法人の基本的条件を、定義という形で規定しています。法第12条第1項第2号は、この定義規定に定める要件に適合することを要求しています。ここでは、その審査基準を示します。

第2条第2項本文「特定非営利活動を行うこと」

「特定非営利活動」を定義する第1項の「別表に掲げる活動」

- ・定款に、法別表の20の活動分野のどの特定非営利活動を何種類行うのかが明確に記載されていること。また、必ず1つ以上の活動が記載されていること。
- ・その行う事業が、特定非営利活動に係る事業に該当するものであることが、定款の事業名、事業計画書及び活動予算書の記載内容により明確であること。
- ・定款記載の「目的」と「その行う特定非営利活動の種類」や「その行う特定非営利活動に係る事業の種類」との関連性が明確であること。

「特定非営利活動」を定義する第1項の「不特定かつ多数のものの利益」

- ・定款の「目的」から、受益者の範囲が「不特定かつ多数」であることがわかること。
- ・定款、設立趣旨書、事業計画書の記載内容により、活動の対象もしくは活動の結果として利益を受けるものが特定されていないことが、明らかであること。

第2条第2項本文「特定非営利活動を行うことを主たる目的と」すること

- ・その他の事業を実施する場合、その他の事業の規模が特定非営利活動に係る事業の規模を超えていないこと。
- ・この場合において、事業規模については、事業計画書や活動予算書における事業内容、活動頻度、活動範囲、従事予定者数、受益対象者の範囲、参加予定人数及び収益・費用予定額等を総合的に勘案して判断するものとする。

◇必要記載事項

- ・これらのことを判断するために必要な場合は、定款に記載された事業の内容として、事業計画書及び活動予算書に、活動頻度、活動範囲、従事予定者数、受益対象者の範囲、参加予定人数及び収益・費用予定額等が、特定非営利活動に係る事業及びその他の事業ごとに記載されていること。
- ・活動予算書の費用予定額について、特定非営利活動に係る事業及びその他の事業ごとの経費とは別に、それぞれの事業に共通する経費がある場合は、これを明記すること。

第2条第2項本文「営利を目的としない」

- ・活動予算書記載の費用項目及び費用額の中に、配当、その他特定非営利活動に係る事業における剰余金の分配やその他の事業における利益の分配にあたりと判断し得るものがないこと。

- ・特に、人件費、また、そのうちの役員報酬の支出額が、定款や事業計画書等記載の事業の目的、内容、規模等から判断して、剰余金又は利益の分配に当たらないと判断できる額であること。
- ・配当や拠出金の還元を前提とする「出資金」とみなされる行為がないこと。

第2条第2項第1号イ

定款の記載内容から次のことが明確に判断できること。

- ①入会や除名に際して、法人の目的や事業の内容に照らして、合理的な説明のつかない条件がついていないこと。
- ②入退会の任意性が保証されていること。
- ③入退会や除名に際して、合理的な説明のつかない手続きが記載されていないこと。
- ④入会金等が法人の目的や事業の内容に照らして著しく高額で、入会の障害となっていないこと。

第2条第2項第1号ロ

- ・役員名簿に記載する役員について、報酬を受ける役員的人数が、役員総数の三分の一以下であること。

第2条第2項第2号イ及びロ

- ・宗教活動や政治活動を行う場合は、定款、設立趣旨書、団体確認書、議事録、事業計画書、活動予算書の記載から、その活動が従たる目的として行われることが判断できること。
- ・確認書、議事録の記載から、当該団体が法第2条第2項第2号に該当することが判断できること。

第2条第2項第2号ハ

- ・定款、設立趣旨書、団体確認書、議事録、事業計画書、活動予算書の記載から、特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものではないこと。

(3) 暴力団体非該当性要件（第3号）

ここでは、法第12条第1項第3号で定める暴力団体非該当性要件について、審査基準を示します。

- ・団体確認書、議事録の記載から、当該団体が第12条第1項第3号に該当することが判断できること。
- ・加えて、定款、役員名簿、役員誓約書及び就任承諾書、設立趣旨書、社員のうち10人以上の者の名簿等申請書類から、暴力団でないこと、暴力団又は暴力団構成員等の統制下にある団体ではないことが判断できること。

(4) 社員数要件（第4号）

ここでは、法第12条第1項第4号で定める社員数要件について、審査基準を示します。

- ・「社員のうち10人以上の者の名簿」に、10人以上の社員の住所、氏名が記載され、実際に10人以上の社員が存在すると判断できること。

2 定款変更の認証（法第25条第3項）に係る審査基準

法第25条第5項は、法第12条を準用しており、認証の要件は、原則として設立認証の場合と同様です。ただし、「定款に設立当初の役員が記載されていること。」など、設立認証に固有の審査基準は適用外とします。

法第25条の規定に基づき、定款変更独自の審査基準を以下のとおりとします。

- ・社員総会の議事録から判断して、当該定款変更が、法第25条第2項の人数要件を満たした、又は定款に別の定めがある場合は当該規定に基づいた、総会の議決により意思決定されたものであること。
- ・定款変更の議決をした社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款が添付されていること。
- ・定款の変更が、特定非営利活動の種類及び特定非営利活動に係る事業の種類やその他の事業に関する事項の種類に係るものであるときは、所要の事業計画及び活動予算書が添付されていること。

3 解散の認定（法第31条第2項）に係る審査基準

法第31条第2項に定める「目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能」（法第31条第1項第3号）の事由による解散の認定の審査基準を以下のとおりとします。

- ・「目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能」を判断するにあたっては、単に認定を受けようとする特定非営利活動法人が「不能である」と考えるだけでなく、客観的に当該事業に関する様々な状況を判断して、実質的に成功の見込みが全くなくなっていること。

4 残余財産の譲渡の認証（法第32条第2項）に係る審査基準

法第32条第2項に定める残余財産を国又は地方公共団体に譲渡するための認証の審査基準を以下のとおりとします。

- ・「定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がない」こと。

5 合併の認証（法第34条第3項）に係る審査基準

法第34条第3項は、法第12条を準用しており、認証の要件は、原則として設立認証の場合と同様です。この際、合併前の全ての法人の合併の議決をした社員総会の議事録の謄本が提出されていることが必要です。

6 認定（法第45条第1項）に係る審査基準

法令の規定において審査基準が言い尽くされているため、審査基準は設定しません。

7 特例認定（法第58条第2項）に係る審査基準

法令の規定において審査基準が言い尽くされているため、審査基準は設定しません。

Ⅲ 認証・認定の標準処理期間

1 設立の認証（法第12条第1項）

国家戦略特別区域法第24条の4による法第12条第2項の読み替え規定及び千葉市特定非営利活動促進法施行条例第4条第1項の規定に基づき、原則として申請から1か月半以内に認証するよう努めることとし、正当な理由がない限り、申請から2か月半以内に認証します。

2 定款変更の認証（法第25条第3項）

国家戦略特別区域法第24条の4による法第25条第5項の読み替え規定及び千葉市特定非営利活動促進法施行条例第4条第2項の規定に基づき、原則として申請から1か月半以内に認証するよう努めることとし、正当な理由がない限り、申請から2か月半以内に認証します。

3 解散の認定（法第31条第2項）

法第31条第2項に定める「目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能」（法第31条第1項第3号）の事由による解散の認定については、原則として申請から2か月以内に認定するよう努めます。

4 残余財産の譲渡の認証（法第32条第2項）

法第32条第2項に定める残余財産を国又は地方公共団体に譲渡するための認証については、原則として申請から1か月以内に認証するよう努めます。

5 合併の認証（法第34条第3項）

国家戦略特別区域法第24条の4による法第34条第5項の読み替え規定及び千葉市特定非営利活動促進法施行条例第4条第2項の規定に基づき、原則として申請から1か月半以内に認証するよう努めることとし、正当な理由がない限り、申請から2か月半以内に認証します。

6 認定（法第45条第1項）

法第45条第1項に定める認定については、原則として申請から4か月以内に認証するよう努めることとします。

7 特例認定（法第58条第2項）

法第58条第2項に定める特例認定については、原則として申請から4か月以内に認証するよう努めることとします。